

泉南市妊産婦・多胎児家庭への利用支援事業（タクシー乗車券交付）

QA 一覧



Q1	妊産婦タクシーは誰が対象になりますか？
A1	令和4年4月1日以降に泉南市民で妊娠届を提出した方です。 泉南市外で妊娠届を提出した方も含みます。
Q2	多胎児タクシーは誰が対象になりますか？
A2	令和4年4月1日以降に泉南市に住民票があり、1歳未満の多胎児を養育している世帯が対象となります。泉南市に転入された世帯も方も含みます。
Q3	妊娠がわかり、泉南市に転入しました。タクシー乗車券の発行はできますか？
A3	令和4年4月1日以降に泉南市外で妊娠届を提出され、泉南市に転入された方も対象となります。転入手続き後、他市町村で発行された母子健康手帳と本人確認書類（免許書・マイナンバーカード等）を持って保健センターにお越しください。
Q4	双子を出産し、泉南市に転入しました。タクシー乗車券を発行はできますか？
A4	令和4年4月1日以降に泉南市に転入され、住民票があり、1歳未満の多胎児を養育している世帯も対象になります。対象となる世帯に申請書を送付します。
Q5	タクシー乗車券とはどのようなものですか？ 利用方法するにはどうすればいいですか？
A5	交付するタクシー乗車券は、一般社団法人大阪タクシー協会に加盟している事業者の車両で利用できます。「  社団法人 大阪タクシー協会」のホームページから加盟している事業者を検索・確認できます。 大阪府外や大阪タクシー協会に加入していない事業者は利用できません。 5000円分（500円券10枚つづり）のタクシー券です。 タクシー利用時に料金の支払いをするときに渡してください。 1回の利用にあたり、利用する枚数の制限はありません。おつりができます。
Q6	タクシー乗車を紛失しました。再発行はできますか？
A6	<u>いかなる理由があっても再発行はできません。</u> ご注意ください。
Q7	タクシー乗車券を他の人にあげることはできますか？
A7	タクシー乗車券を譲渡、貸与はできませんのでご注意ください。
Q8	他市に転出しましたが、タクシー乗車券は利用できますか？
A8	本事業の対象は、泉南市の住民登録がある方です。転出後は、対象ではなくなりますので、タクシー乗車券は、破棄していただくようお願いいたします。